

社会資本整備審議会道路分科会

第56回基本政策部会における主な意見(平成28年10月25日)

[全体]

- ① 交通量の発生源に渋滞対策の費用を負担してもらおう考え方は、諸外国では実施しており、是非導入してもらいたい。
- ② 立地による渋滞対策は道路管理者が行うのではなく、立地者側に工夫させながら対策を要請するのが基本姿勢ではないか。
- ③ 公道の自由な接続が制限されることに対して反論が想定されるため、制度の導入にあたっては、十分に理論武装すべきではないか。
- ④ 立地規制の目的として渋滞対策だけでなく、安全や美しさ、地元の税収増なども含めて考えなければ、地元の受け入れは難しいのではないか。

[対策メニュー]

- ⑤ 制度の導入にあたっては、例えば大規模な施設についてはアクセスを集約していくなどのアクセスマネジメントの方針を示すべきではないか。
- ⑥ 課金の方法については、市町村道のようなアクセス道路は土地利用者に負担を求め、幹線道路は利用者から料金で取るのが良いのではないか。
- ⑦ 通過交通に渋滞を発生させたくない県道管理者と、雇用のために渋滞を許容する市道管理者では利害が一致しないため、県よりも小さなエリアでの渋滞対策協議会などでの議論・調整が必要ではないか。
- ⑧ 特に幹線道路の渋滞対策は、最終的にはプライシングをどうするかという論点になるのではないか。この問題を議論する場として、渋滞対策協議会やその他の会議体など適切な組織体についても、今後検討すべきではないか。
- ⑨ インパクトフィーの検討にあたっては、立地による渋滞や程度の特定など、技術的な検討をすべきではないか。

[モニタリング]

- ⑩ 現在のETC2.0の配置密度ではラストワンマイルが分からないため、ETC2.0の路側機を施設の駐車場出入口に設置するなどの工夫が必要ではないか。